

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第12回

熊野町農業委員会

令和5年第12回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年11月20日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

委員	菅尾 寛治
----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	荒滝 直洋
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	9番	木原 哲男
委員	1番	近藤 秀樹

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第12回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。9番 木原委員、1番 近藤委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>日程第1、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇を〇〇〇〇に進行し、〇〇〇〇に向かうために右折して50m程進行した道沿いにある田1筆で、現状も田として管理されています。譲渡人の〇〇〇〇氏は町外在住で高齢となり今後耕作が難しくなってきたため、申請地の隣接地で、耕作を行っている〇〇〇〇氏が効率的に耕作できるということで、所有権移転をされることになりました。申請地の隣接地は、〇〇〇〇氏の父親が所有をされている農地ですが、現在もご家族で耕作をされており、農業の経験も農機具の保有も十分ですので問題のないものと考えており、許可相当と判断しております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。</p>
荒滝委員	<p>議案第36号について、事務局と現地で確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、新宮地区にある〇〇〇〇に向かう道路に面した田1筆で、現状も田として耕作していることを確認しました。〇〇〇〇氏が高齢となり町外在住で今後耕作を行うことが困難なことから、隣接地の田で耕作をしている〇〇〇〇氏に譲渡することになりました。隣接地の〇〇〇〇氏は譲受人の〇〇〇〇氏の父となりますが、現在もご家族で耕作をされており、一体で管理されるということです。〇〇〇〇氏の農地も適切に管理されており、定期的に管理していくうえで支障もないため、許可しても問題ないものと考えております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>

議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第37号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、初神地区にある〇〇〇〇と〇〇〇〇の境にある道を下ったところにある畑1筆で、現状も畑として管理されていました。譲渡人の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏は親族関係にあり、隣接地で耕作をしている〇〇〇〇氏に今後の管理を依頼され、所有権を移転されることになったそうです。申請地には進入路がなく、隣接地も全て〇〇〇〇氏のご親族がそれぞれ所有されていることから、〇〇〇〇氏以外の方が所有され耕作するのは困難な農地となっております。また、〇〇〇〇氏は隣接する農地を畑として適切に管理しておられることから、許可相当であると判断しております。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第37号についても、事務局と現地で確認をしました。申請地は、事務局説明のとおり、初神地区にある〇〇〇〇と〇〇〇〇の境にある道を下ったところにある畑1筆で、現状も畑として管理されていました。軽自動車1台がようやく通れる狭い道となっています。申請地に隣接する土地は全て、所有者が異なっており、隣接地以外の方が取得して耕作するのは現実的に難しい状況です。今回、譲受けられる〇〇〇〇氏は、隣接する農地を畑として適切に管理しており、申請地を耕作するうえで先ほどの所有者の問題もないことから、許可相当であると判断しております。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありますか。
議場	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第38号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇を〇〇〇〇に直進し、〇〇〇〇を過ぎて直ぐを左折し50m程進行した田3筆で現状は休耕地となっております。譲渡人の〇〇〇〇氏が高齢となり耕作が難しくなってきたため、不動産業者に仲介を依頼していたところ、農業に興味があり、自宅近くで農地を探していた譲受人の〇〇〇〇氏が希望する条件に近いという事で購入されることになりました。</p> <p>〇〇〇〇氏はこれまで耕作の経験はありませんが、自宅からも近く面積も1,000㎡弱という事で、会社員として勤めながらも管理は可能な広さであると思われまます。今後については本やインターネット等で勉強されながらご夫婦で耕作を行っていきたいということです。自宅からの耕作地の距離や耕作面積に対する労働力など、許可をする上で問題になるようなことはないと思われまますので、許可相当と判断をしております。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第38号について、事務局と現地で確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、初神地区にある農地ですが、〇〇〇〇との境にあり、道を挟んで向かいは市街化区域となっております。現状は休耕となっていることを確認しました。土地の売却を検討していた譲渡人の方と農地の購入を検討していた譲受人の方の条件が一致されたということで、不動産会社を通じて契約が成立されたとのこと。譲受人の〇〇〇〇氏はこれまで農業の経験が無いとのことですが、農業を始めるにはちょうど良い面積であることや自宅からも近いという事で管理を行いやすい環境にはあると思われまます。今後、こういった若い方に頑張ってもらいたいという希望込みで、許可しても問題ないものと考えて

	おります。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
中村委員	若い方ということですが、何歳の方でしょうか。
事務局	36歳の方です。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第5、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、10月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第19号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案17ページから20ページのとおり、中溝地区で1件です。報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案23ページから29ページまでのとおり、萩原地区で1件、中溝地区で1件の計2件でございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議場	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は12月20日(水)に開催予定です。議案については12月11日(月)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和5年第12回熊野町農業委員会を閉会します。